号外第三十二号

 \exists

令和六年

九月二十七日

金

曜

目 次

規 則

規

則

山梨県規則第三十九号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十七日

山梨県知事 長

崎 幸 太

郎

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正す 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

別表第三美術館の項中「学芸課」を デザイン課」に改める。 る。

五 デザインに関する助言、支援等に関すること。 別表第五美術館の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。 デザインに関する助言、支援等に関すること。

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

第三十二号 令和六年九月二十七日

Щ

梨

県

公

報

号 外

発 行 者	山 梨
山 梨	山 梨 県 公 報 号 外
県 田	号 外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三十二号
丁 目 公	
一 号	令和六年九月二十七日
印刷所	七日
(株) サンニチ 印刷	
甲府市北口二丁目六番	
天 番	
	=